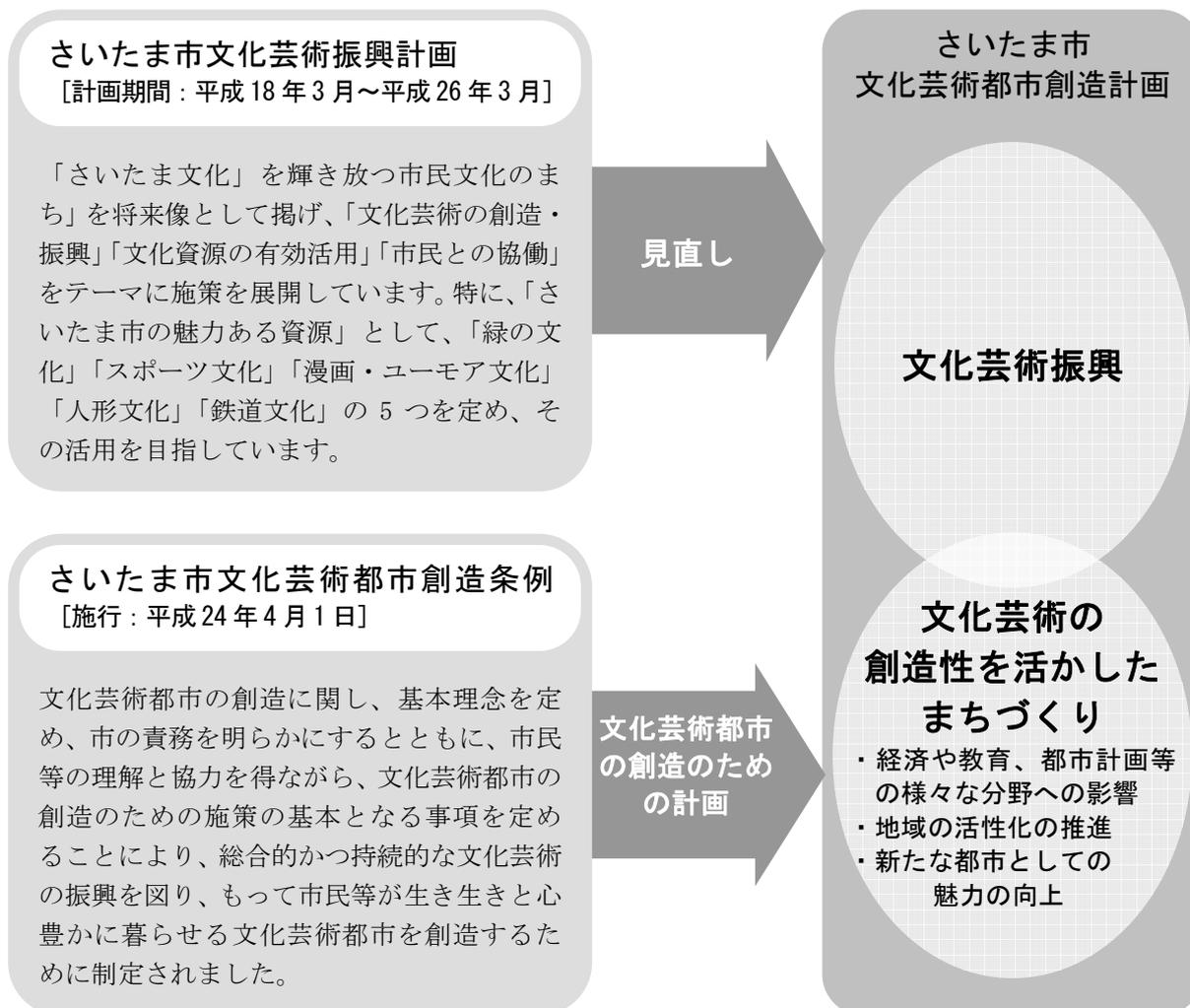

さいたま市文化芸術都市創造計画
骨子（案）

平成 25 年 1 月

序. 計画の策定にあたって

(1) 計画策定の目的

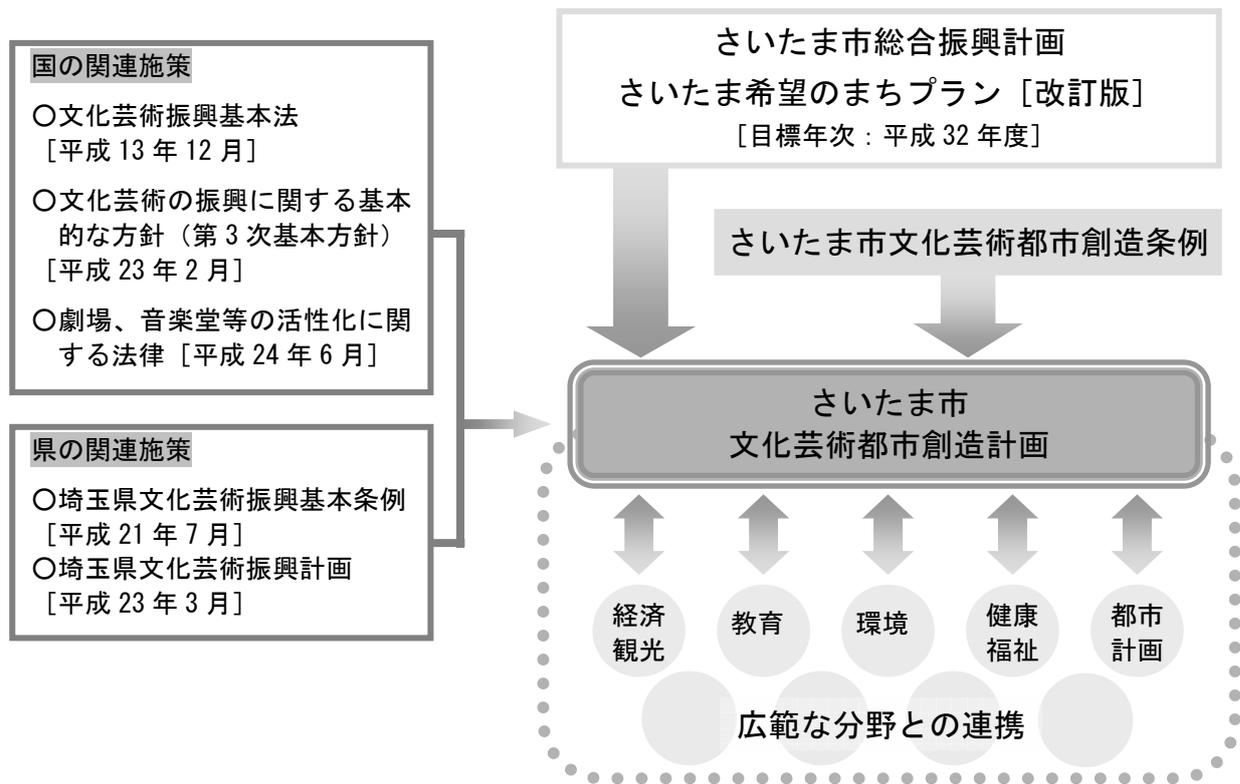
本計画は、総合的かつ持続的な文化芸術の振興を図り、もって市民等が生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市を創造することを目的とし制定された「さいたま市文化芸術都市創造条例」（施行：平成24年4月1日）に基づき、その実現に向けた取り組みについて策定するものです。



(2) 計画期間

本計画の計画期間は、さいたま市総合振興計画基本構想の計画期間に従い、平成26年度から平成32年度までの7年間とします。

(3) 計画の位置づけ



(4) 用語の定義

本計画における「文化芸術」「文化芸術都市」「市民等」の用語については、「さいたま市文化芸術都市創造条例」に定義するとおりとします。

用語	定義
文化芸術	次に掲げる芸術等であって、盆栽、漫画、人形、鉄道といった地域の活性化及び都市としての魅力の増進に資するものをいう。 ア 文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術 イ 芸能（伝統的又は民俗的な芸能に加え、落語、歌唱等の芸能をいう。） ウ 茶道、華道、書道その他の生活に係る文化 エ 囲碁、将棋その他の国民的娯楽
文化芸術都市	市民等が自主的に文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行い、又は文化芸術を享受することにより市民等の文化芸術以外の分野における活動が促進され、かつ、文化芸術の振興を契機として地域が活性化し、市民等が充実した生活を送ることのできる活力のある都市をいう。
市民等	市内に居住し、通学し、通勤し、又は滞在する者、市内において事業活動を行う者及び市内において文化芸術活動を行う者をいう。

1. 文化芸術を取り巻く現状と課題

(1) 文化芸術を取り巻く国内の動向

①文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針） ※次ページ参照

現在、日本における文化行政は、平成13年に成立した「文化芸術振興基本法」を基軸として、平成23年に決定された「文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針）」に基づき、進められています。

②劇場、音楽堂等の活性化に関する法律 ※次ページ参照

平成24年6月、「劇場、音楽堂等の活性化に関する法律」が施行され、劇場、音楽堂等の設置者・運営者、実演芸術団体等の関係者の連携協力、国・地方自治体による環境整備等に取り組むことなどが定められました。

③文化芸術創造都市（クリエイティブシティ）への取り組み

文化芸術の持つ創造性を活かした産業振興や地域活性化の取り組みが、欧州をはじめ国内でも進められています。

④地域全体で展開するアートプロジェクトの活性化

地域全体で繰り広げられるアートをテーマにしたイベントやプロジェクトが、近年、増加しています。

⑤高い国際競争力を持つコンテンツビジネス

国内における映画、アニメ、音楽、ゲーム、図書等のコンテンツビジネスは、現在12兆円を超える市場規模を有する産業分野となっています。世界的にも高い評価を受けており、これからの海外事業の新しい柱として期待されています。

文化芸術の振興に関する基本的な方針（第3次基本方針）

1 文化芸術振興の基本理念

（1）文化芸術振興の意義

- ・文化芸術は、人々が心豊かな生活を実現していく上で不可欠なもの。何ものにも替え難い心のよりどころ（誇りやアイデンティティを形成）であって、国民全体の社会的財産。
- ・文化芸術は、創造的な経済活動の源泉、「ソフトパワー」であって、持続的な経済発展や国際協力の円滑化の基盤となり、国力を高めるもの。
- ・心豊かな国民生活を実現するとともに、活力ある社会を構築して国力増進を図るため、文化芸術振興を国の政策の根幹に据え、今こそ新たな「文化芸術立国」を目指す。

（2）文化芸術振興の基本的視点

- 「成熟社会における成長の源泉」「文化芸術振興の波及力」
- 「社会をあげての文化芸術振興」

2 文化芸術振興に関する重点施策

重点戦略1：文化芸術活動に対する効果的な支援

重点戦略2：文化芸術を創造し、支える人材の充実

重点戦略3：子どもや若者を対象とした文化芸術振興策の充実

重点戦略4：文化芸術の次世代への確実な継承

重点戦略5：文化芸術の地域振興、観光・産業振興等への活用

重点戦略6：文化発信・国際文化交流の充実

劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（概要）

- ①「劇場、音楽堂等」、「実演芸術」の定義（第2条）
- ②劇場、音楽堂等の事業（第3条）
- ③劇場、音楽堂等を設置・運営する者の役割（実演芸術の水準向上等）（第4条）
- ④実演芸術団体等の役割（実演芸術に関する活動の充実等）（第5条）
- ⑤国の役割（劇場、音楽堂等に係る環境の整備その他の必要な施策の策定、実施）（第6条）
- ⑥地方公共団体の役割（地域の特性に応じた施策の策定、実施）（第7条）
- ⑦関係者等（劇場、音楽堂等を設置・運営する者、実演芸術団体等、国及び地方公共団体）の相互の連携及び協力（第8条）
- ⑧国及び地方公共団体の財政上・金融上・税制上等の措置（第9条）
- ⑨国際的に高い水準の実演芸術の振興等（第10条）
- ⑩国際的な交流の促進（第11条）
- ⑪地域における実演芸術の振興（第12条）
- ⑫人材（制作者、技術者、経営者、実演家等）の養成及び確保等（第13条）
- ⑬国民の関心と理解の増進（第14条）
- ⑭学校教育との連携（第15条）
- ⑮劇場、音楽堂等の事業の活性化に関する指針の策定（文部科学大臣）（第16条）

(2) さいたま市における文化芸術の現状と課題

平成13年(2001年)にさいたま市が誕生、平成17年(2005年)には岩槻市との合併を遂げたことにより、10区から構成される現在のさいたま市の姿になりました。埼玉県行政、経済、文化芸術の中心として大きな役割を担っており、県内外から注目を浴びています。平成18年3月に、「さいたま市文化芸術振興計画」を策定し、さいたま市としてのアイデンティティや10区のそれぞれのアイデンティティを確立し、地域に根ざした文化を生かした豊かな市民生活の実現を目指した取り組みが進められてきました。

本計画の策定にあたり、これまでの文化芸術振興における施策の進捗状況、その成果の指針となる市民等の文化芸術活動状況、市外から見た都市イメージ等を把握し、多角的な視点からさいたま市の文化芸術に関する現状と課題を明らかにするため、「市民意識調査」「文化芸術活動団体調査」「市民文化芸術活動状況調査」、関東地方居住者を対象とした「さいたま市イメージ調査」を実施しました。それらの成果を踏まえ、以下に示す4つの視点から、本市の現状と課題を整理します。

① 文化芸術活動状況

さいたま市では、市民等による文化芸術活動を促進するため、「さいたま市文化芸術振興計画」に基づき、様々な支援を行うとともに、多様な分野において鑑賞等の機会の充実に努めてきました。

しかしながら現状では、日常的に文化芸術活動を行う市民はごく一部にとどまり、全く行わない市民も半数近く見られます。また、日常的に行っている市民においても、観覧や鑑賞等の受動的な活動が中心であり、自主的な活動を行っている市民は非常に少ない状況にあります。

その中でも、若い世代においてその傾向が顕著であるため、若者への働きかけが課題となっています。

② 文化芸術を取り巻く環境

さいたま市には、20を超える博物館・美術館(公立私立を含む)、59の公民館、19のコミュニティセンター、24の図書館に加え、文化センターや市民会館、プラザイースト・ウエスト・ノース等の施設があります。また、施設整備に加え、市民等の文化芸術活動の振興に対しても様々な支援を行っています。さいたま市のこうした取り組みに対しては、市民から一定の評価は得られています。

しかしながら、文化芸術活動を行う施設の稼働率については、同じ施設内でも機能毎にばらつきがあり、稼働率の低い施設も見られます。また、文化芸術団体からは、さらなる活動の場の充実が求められているほか、会員や後継者の確保も課題となっています。

③ さいたま市の文化芸術資源

平成23年5月、さいたま市誕生から10年を迎え、かつて4つの都市において育まれてきた多様な歴史と文化は、10区の個性として花開きました。加えて、さいたま市の魅力ある資源である「盆栽」「漫画」「人形」「鉄道」をはじめ市民等の文化芸術活動によって「さいたま市らしさ」が育まれています。

さいたま市の主な文化芸術資源のうち市民の認知度が高いのは、「大宮氷川神社」「鉄道博物館」「岩槻の人形」「盆栽村」「さいたま芸術劇場」「浦和のうなぎ」等です。一方で、さいたま市を代表し広く発信すべき資源として、「盆栽」「鉄道」に加え、「音楽」が挙げられています。

さらに、こうした文化芸術資源を支えているのは、盆栽や人形等に関わる職人、音楽をはじめ活発に行われている文化芸術を牽引する芸術家等であり、こうした人々は、さいたま市における文化芸術を支える貴重な財産といえます。

また、国宝3点、重要文化財7点を含む、計523点の文化財もあり、この貴重な文化財を次世代へ継承していくことが求められます。

④ さいたま市のイメージ・文化芸術を活かしたまちづくり

さいたま市では、これまでさいたま市らしさにあふれた「さいたま文化」の創造・発信を目指し、文化芸術の振興を推進してきました。

しかしながら現状で、さいたま市のイメージとして高いのは「交通の利便性が高いまち」「スポーツの盛んなまち」「関東の主要都市」等であり、「文化的なまち・芸術のまち」としてのイメージは、市民及び関東地方の居住者ともに低い状況にあります。さらに、さいたま市に対して具体的なイメージを持たない関東地方の居住者も少なくない状況です。

一方で、「交通の利便性が高いまち」のイメージが市内外で高いことや、市民及び在勤者によるさいたま市の魅力として、「都心に近い」「交通の便が良い」等が挙げられていることから、来訪促進には有利です。「コンサートやイベントの多さ」は在住者に比べ在勤者から評価が高いことから、在勤者の多い周辺市町村からの集客促進も可能性が高いといえます。

また、文化芸術を活かしたまちづくりに向けて、「伝統的な文化の保存と活用」「観覧等への参加機会の充実」に加え、「大規模な文化芸術イベントの開催」「新しい文化資源の発掘と育成」等の施策が求められています。

2. 将来像及び基本理念

「さいたま市文化芸術都市創造条例」をふまえ、本計画における将来像と基本理念及び基本施策を以下のように定めます。

<将来像>

生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市

<基本理念>

- ①市民等が愛着と誇りを持つことができる活力のある都市の形成
- ②市民等の自主性が尊重されるとともに、市民等の文化芸術に対する理解及び関心が深められることによる、市民等の生活の充実
- ③市及び市民等が相互に連携・協力することによる、文化芸術の効果的な振興
- ④地域で育まれてきた文化芸術の保存及び活用並びに新たな文化芸術に配慮された環境の整備
- ⑤子どもから高齢者まで広く、文化芸術に親しむこと又は文化芸術活動を行うことができるための適切な支援

<基本施策>

1. 文化芸術都市の創造のために必要な文化芸術活動の促進
2. 文化芸術に対する子どもの感性の向上
3. 伝統的・民俗的な文化芸術の継承と発展
4. 文化芸術に対する理解及び関心の促進
5. 地域に根ざした文化芸術に関する資源の発掘、保護、活用
6. 多様な文化芸術に触れる機会の提供
7. 文化芸術活動の場となる施設の充実
8. 関係団体等との連携、地域経済の活性化、産業の振興

3. 「文化芸術都市」の実現に向けた数値目標

「生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市」の実現に向け、文化芸術活動や地域経済の活性化及び文化芸術を活かしたまちづくりの観点から、次の数値目標を設定します。

(1) 文化芸術活動への参加率の向上

市民等の文化芸術活動の促進のため、文化芸術活動への参加率を数値目標に設定し、参加率の向上を目指します。

- ① 市民（満 20 歳以上）の週 1 回以上の文化芸術活動参加率
平成 24 年度 6.4% → 平成 32 年度 10%
 - ② 市民（満 20 歳以上）の年に数回程度の文化芸術活動参加率
平成 24 年度 36.2% → 平成 32 年度 50%
- ※平成 24 年度の参加率の値は、市民意識調査の結果による

(2) 文化芸術を含む年間来訪者数の向上

さいたま市における文化芸術を活用した地域経済の活性化、観光分野との連携や観光の振興を図るため、文化芸術分野を含む年間来訪者数を数値目標に設定し、来訪者の拡大を目指します。

平成 24 年実績 ○○万人 → 平成 32 年 3,000 万人

※来訪者数は、入込観光客「推計」調査を参考にしており、各施設が独自に集計している入場者数等の総計で、入込観光客数を指します。

(3) 「さいたま市のイメージ」における「文化的なまち・芸術のまち」の向上

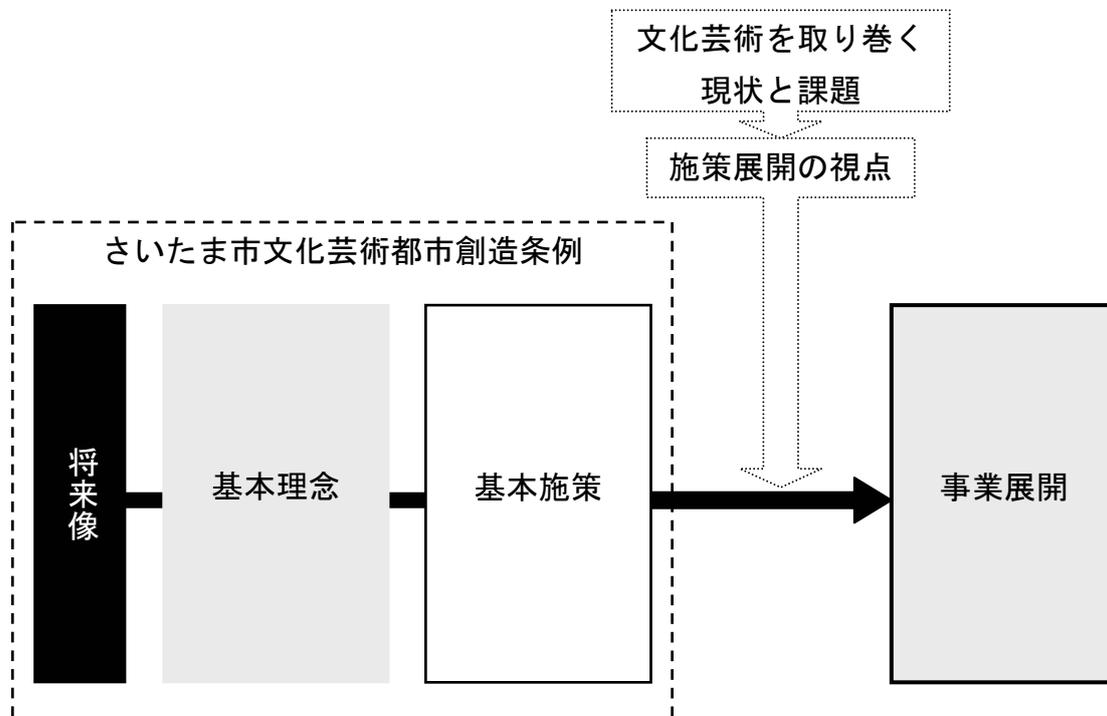
さいたま市は、市民等が生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市を創造し、文化芸術の持つ創造性や多彩な地域資源を活かした都市イメージの向上を目指しています。数値目標として、毎年実施する市民意識調査の「さいたま市のイメージ」における「文化的なまち・芸術のまち」の回答率を目標に設定し、文化芸術を活かした都市イメージの向上を図ります。

- ① 在住者 平成 24 年度 13.7% → 平成 32 年度 25%
- ② 在勤者 平成 24 年度 12.5% → 平成 32 年度 25%

4. 「文化芸術都市」の実現に向けた施策体系

(1) 施策体系の考え方

条例に基づく「将来像」「基本理念」「基本施策」を基盤とし、施策展開の視点を踏まえて、具体的な事業を推進します。



(2) 施策展開の基本的な視点

さいたま市文化芸術都市創造条例の基本理念に基づく施策を展開するにあたっては、さいたま市の文化芸術に関する現状と課題を理解した上で、以下の内容を取り組みの基本的な視点として踏まえる必要があります。

①文化芸術活動の活性化

文化芸術活動の活性化を図るためには、市民等の一人ひとりが創造力を発揮し文化芸術を楽しめる環境を整え、また、継続的に支援していくことが重要です。また、文化芸術に対する理解と関心を深めるために、世代や興味に合わせた柔軟なテーマに基づく事業の展開を図り、これまで文化芸術に対して興味を持たなかった市民等の参画を促進するとともに、将来の文化芸術活動の担い手である子どもや青少年が文化芸術に接する機会を充実していくことが必要です。

②文化芸術活動を支える環境の充実

生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市の実現に向けて、市民等が活発に文化芸術活動を行うことができる環境づくりが求められています。そのためには、文化芸術活動を支えている既存の文化施設等の機能充実を図るとともに、施設の有効的な活用が必要です。また、施設などのハード面に加え、個人や団体が文化芸術活動をする際の情報発信に関する支援や文化芸術事業に関する情報提供の強化が必要です。

③さいたま市の文化芸術資源の活用

さいたま市には、4つの魅力ある資源に加え文化芸術を支える人材、施設、文化財など多くの文化芸術資源があり、これらの活用が求められます。

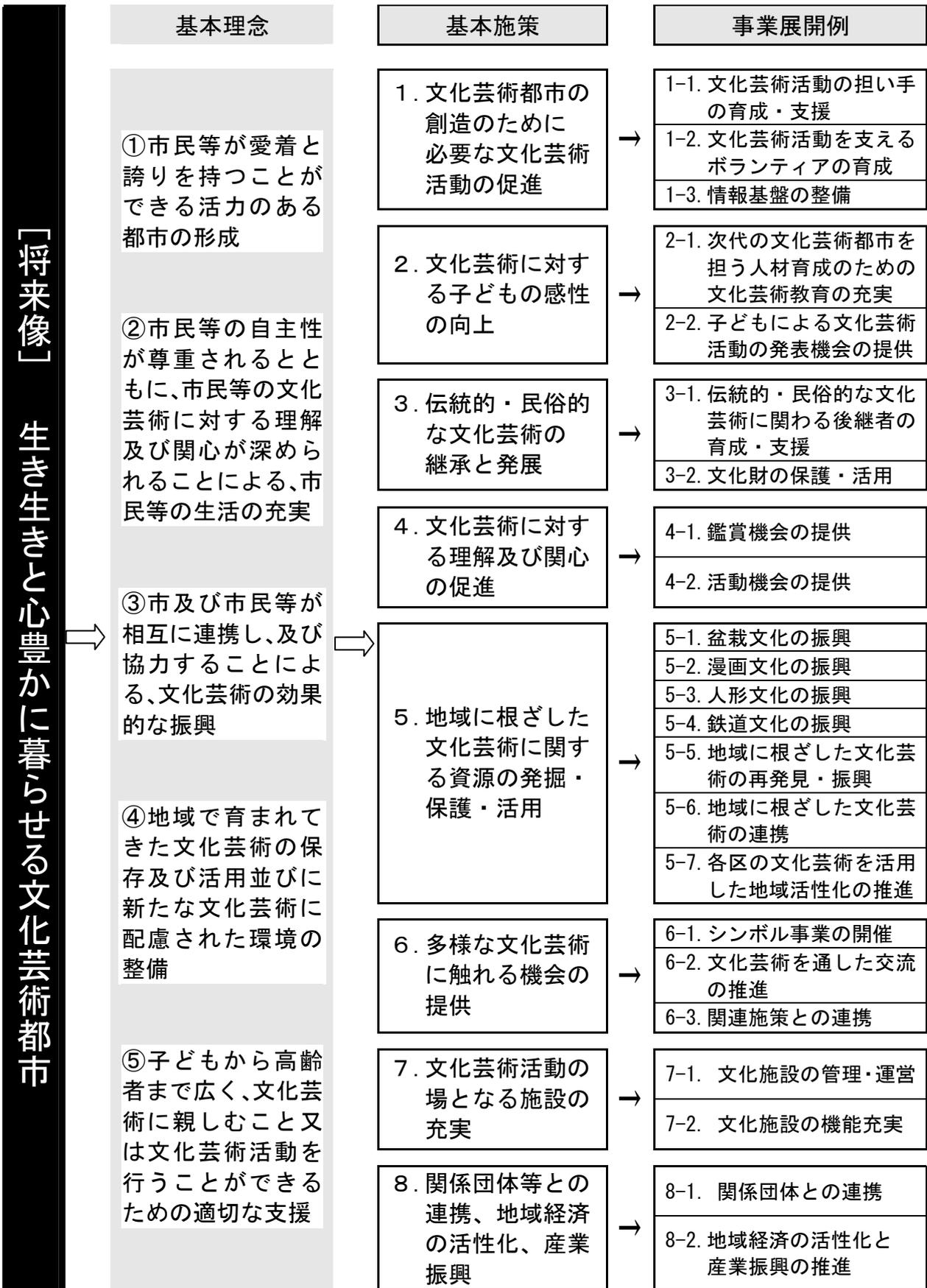
その活用にあたっては、さいたま市の魅力ある資源である「盆栽」「漫画」「人形」「鉄道」文化の積極的な振興、すでに発信力のある認知度の高い文化芸術や施設等の活用、地域の文化芸術を支える人材の活用及び将来に向けた育成、文化財の活用を通じた地域の誇りの醸成が必要です。

④文化芸術の創造性を活かしたまちづくりの推進

さいたま市の「文化的なまち・芸術のまち」としてのイメージは低い状況にあるため、文化芸術を活かしたまちづくりの推進が求められています。

そのためには、古くから培われてきた伝統的な文化の保存・活用、新たな文化資源の発掘や育成、文化芸術をテーマにしたインパクトのあるプロジェクト展開によるさいたま市の発信力の強化、文化芸術を活用した新たな産業の育成などの施策を展開し、まちづくりを推進していくことが重要です。

(3) 施策体系



さいたま市条例第42号

さいたま市文化芸術都市創造条例

文化は、長い歴史と風土の中で育まれていくものであり、時間をかけて文化の振興を図る必要がある。文化の中核をなす文化芸術は、人々の創造性を豊かにし、生活にゆとりと潤いをもたらし、豊かな人間関係を育むものであるだけでなく、新たな産業を生み出すなどの経済効果をもたらし、ひいては地域の振興に寄与し、活力のある都市づくりに結びつくものである。

本市は、文化芸術が古くから生み育てられ、暮らしの中に根ざしているとともに、東日本の交流拠点都市として高度で多様な都市機能が集積していることから、文化芸術をはじめとする様々な分野の活動に適している。また、本市は、合併により誕生した新しい都市であり、文化芸術に関する多彩な地域資源を活かした都市イメージの確立を目指している。

こうした状況の下、真に愛し、誇れる郷土を実現するためには、市民等が文化芸術を楽しむライフスタイルを確立するための環境を整備し、文化芸術に関する活動を行う市民等の自主性を尊重し、市民等の意見を反映させることによって、市民等が主体となる文化芸術の振興が求められている。そして、古くから培われてきた文化芸術の持つ伝統と新しい文化芸術の持つ創造性により、本市の経済や教育、都市計画等の様々な分野に影響を与え、地域の活性化を図り、新たな都市としての魅力を高め、文化芸術都市としてのさいたま市を創造することが必要である。

ここに、さいたま市は、総合的かつ持続的な文化芸術の振興を図り、市民等が生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市を創造するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、文化芸術都市の創造に関し、基本理念を定め、市の責務を明らかにするとともに、市民等の理解と協力を得ながら、文化芸術都市の創造のための施策の基本となる事項を定めることにより、総合的かつ持続的な文化芸術の振興を図り、もって市民等が生き生きと心豊かに暮らせる文化芸術都市を創造することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 文化芸術 次に掲げる芸術等であつて、盆栽、漫画、人形、鉄道といった地域の活性化及び都市としての魅力の増進に資するものをいう。

ア 文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊その他の芸術

イ 芸能（伝統的又は民俗的な芸能に加え、落語、歌唱等の芸能をいう。）

ウ 茶道、華道、書道その他の生活に係る文化

エ 囲碁、将棋その他の国民的娯楽

(2) 文化芸術都市 市民等が自主的に文化芸術に関する活動（以下「文化芸術活動」という。）を行い、又は文化芸術を享受することにより市民等の文化芸術以外の分野における活動が促進され、かつ、文化芸術の振興を契機として地域が活性化し、市民等が充実した生活を送ることのできる活力のある都市をいう。

(3) 市民等 市内に居住し、通学し、通勤し、又は滞在する者、市内において事業活動を行う者及び市内において文化芸術活動を行う者をいう。

(基本理念)

第3条 文化芸術都市の創造に当たっては、市民等が愛着と誇りを持つことができる活力のある都市の形成の推進が図られるものとする。

2 文化芸術都市の創造に当たっては、市民等の自主性が尊重されるとともに、市民等の文化芸術に対する理解及び関心が深められることにより、市民等の生活の充実が図られるものとする。

3 文化芸術都市の創造に当たっては、市及び市民等が相互に連携し、及び協力することにより、文化芸術の振興が効果的に図られるものとする。

4 文化芸術都市の創造に当たっては、地域で育まれてきた文化芸術の保存及び活用並びに新たな文化芸術に配慮された環境の整備が図られるものとする。

5 文化芸術都市の創造に当たっては、子どもから高齢者まで広く、文化芸術に親しむこと又は文化芸術活動を行うことができるための適切な支援が図られるものとする。

(市の責務)

第4条 市は、この条例の目的を達成するため、前条に定める基本理念にのっとり、文化芸術都市の創造に関する施策（第7条に定める施策をいう。以下同じ。）を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 市は、市民等が文化芸術都市を創造していく担い手であることを認識し、その自主性を尊重しつつ、市民等に対する支援を行うものとする。

(市民等の相互理解等)

第5条 市民等は、自らが文化芸術都市を創造していく担い手であることに鑑み、相互に理解し、尊重し、協力し、及び支援するよう努めるものとする。

(文化芸術都市の創造のための計画)

第6条 市長は、文化芸術都市の創造に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、文化芸術都市の創造のための計画を策定するものとする。

2 市長は、前項の計画の策定及びその変更に当たっては、その趣旨、内容その他必要な事項を公表し、広く市民等の意見を求めなければならない。

(文化芸術都市の創造に関する施策)

第7条 市は、文化芸術都市の創造のために必要な文化芸術活動を促進するため、文化芸術活動を行う者及びこれらの者を支えるボランティアの育成、交流の機会の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 市は、文化芸術に対する子どもの感性を高めるため、文化芸術に関する教育の充実、子どもが行う文化芸術活動に対する支援その他の必要な施策を講じるものとする。

3 市は、伝統的又は民俗的な文化芸術の継承及び発展に資するため、後継者の育成、確保、支援その他の必要な施策を講じるものとする。

4 市は、市民等の文化芸術に対する理解及び関心を深めるため、市民等が文化芸術を鑑賞し、又は文化芸術活動に参加する機会の充実を図り、これらの機会に関する情報の収集及び提供その他の必要な環境の整備を行うものとする。

5 市は、地域に根ざした文化芸術に関する資源の発掘、保護、活用その他の必要な援助を行うものとする。

- 6 市は、市民等に対し、多様な文化芸術に触れる機会を提供するため、様々な文化芸術に関する施策の連携その他の必要な施策を展開し、及び充実するものとする。
- 7 市は、文化芸術活動の場となる施設の充実を図るため、当該施設における文化芸術活動を行いやすくするための機能の充実その他の必要な環境の整備等を行うものとする。
- 8 市は、前各項に定める施策の実施に当たっては、関係団体等との連携に努めるとともに、地域経済の活性化と産業の振興に配慮するものとする。

(他の施策における配慮)

第8条 市は、市が行う他の施策の推進においても、文化芸術都市の創造に資するように配慮するものとする。

(財政上の措置)

第9条 市は、文化芸術都市の創造に関する施策の実施のため、必要な財政上の措置を講じるものとする。

(審議会の設置)

第10条 第6条第1項の計画の策定及び文化芸術都市の創造に関する施策について、市長の諮問に応じ調査審議するため、さいたま市文化芸術都市創造審議会（以下この条において「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、委員10人以内で組織する。
- 3 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 公募による市民等（次号に掲げる者を除く。）
 - (3) 市内において、事業活動を行う者又は文化芸術活動を行う者
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 5 委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 第2項の委員のほか、特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
- 7 審議会は、第1項の規定による調査審議に当たっては、次条の意見を交換するための場における当該意見について必要な配慮をするものとする。

(施策の効果的な推進のための意見交換)

第11条 市は、文化芸術都市の創造に関する施策の効果的な推進を図るため、市、市民等及び文化芸術に関する専門的な知識又は経験を有する者が相互に意見を交換するための場を設けるものとする。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。